

令和2年5月12日

公益社団法人 日本歯科技工士会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

緊急経済対策における厚生年金保険料等の猶予制度に関する周知について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、厚生年金保険料等を一時に納付することが困難な場合に納付を猶予する制度を講ずることとなりました。当該措置内容を周知するため、厚生労働省のホームページに関連ページを設け、各特例に関する申請書や手続関係を掲載しております。

つきましては、以下のURL等を、貴団体及び地方支部等のホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などにより広く周知広報いただくようお願いいたします。

●社会保険料に関する措置

(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

トップページ > 社会保険料の納付等について

# 社会保険料の猶予等について

- ・ [厚生年金保険料等の猶予制度について](#)
- ・ [労働保険料等の猶予制度について](#)
- ・ [厚生年金基金の特例解散時に事業主が負担する額の納付が困難となった場合について](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、社会保険のお手続きは電子申請等をご活用ください。](#)
- ・ [障害者雇用納付金の申告・納付の期限延長及び納付猶予並びに障害者雇用調整金の申請の特例措置について](#)



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)